

2026年2月24日
日本生活協同組合連合会

「ゲノム編集技術を利用して得られた豚」の取扱いの検討についてのコメント

今般、消費者庁で「ゲノム編集技術を利用して得られた豚」の取扱いの検討を進めることに関して、消費者の立場から以下の通りコメントいたします。

1. 検討のあり方について

「ゲノム編集技術を利用して得られた魚類」の取扱いの検討の際には、全国消団連（浦郷由季事務局長（役職は当時））と当会（二村睦子）が消費者の立場から参考人として議論に参画しました（2021年2月10日～6月25日の5回）。留意事項の取りまとめにあたっては、専門家や事務局から、消費者が理解しやすいよう丁寧に説明いただいたことで、結果的に透明性の高い議論ができたものと評価しています。今回もこのような丁寧な進め方が望まれます。

※ 参考 2021年6月25日会合での当会 二村の発言

今回の議論を5回やっていただいて、魚類におけるゲノム編集、養殖の実態、品種改良の取組などを知ることができましたので、とても重要な議論だったと思います。厚労省でホームページ等も作って情報提供されているかと思いますが、多くの方に分かりやすい形で、こういった情報を提供していただくことが非常に重要だと思っております。これが1点です。

もう1つは、まだ魚の品種改良そのものの歴史が浅いということもありましたけれども、この後、新しい方法や形も出てくると思いますので、そういったときには、また改めて必要な議論をしていただくことも重要だと思っております。

それから、まだすぐにといいことはないとはいえませんが、魚以外の動物、例えば畜産の分野等においても、当然これからこの技術が適用されてくることがあるかと思っておりますので、そういったときにも、改めて今回のように、品種改良上のような特徴があつて、その上で何か気を付けるべきことがあるのかということ、オープンな形で情報提供や議論をしていただければと思っております。

2. 当会のゲノム編集食品に対する現状のスタンス

当会として、最初のゲノム編集食品の届出（高 GABA トマト、2020年12月）の前に、以下のように整理を行いました。

- ① 有用性について：ゲノム編集技術は従来の育種技術に比べて、狙った性質や機能を確実に短時間で実現できるという点で優れた技術である。ただし、生産者や消費者にとっての有用性をより一層明確にしていくことが、社会的な受容には必要である。
- ② 安全性について：外部遺伝子の残らないタイプのゲノム編集食品については、従来の育種技術で品質改良されたものと安全性は同等レベルと考えられる。
- ③ 事業上は、安全性を問題視しているわけではないが、リスクコミュニケーションが不足しており、組合員の間にも不安感が残っていることを考慮し、「当面の間、プライベートブランド商品（CO・OP商品）では意図的に取り扱うことはしない」とした。

③は当時、どのくらいの数のゲノム編集食品がどのくらいの速さで上市されるのかが不明だったこともあり、それらが商品の原材料として「知らずに」使用されることを防ぐため、一旦ハードルを設けた意味もあります。その後、当会としても届出された内容（植物、魚類）を確認していますが、安全性について特に懸念すべき点はなく、現時点では届出制度は十分機能していると考えています。

3. 「ゲノム編集技術を利用して得られた豚」について

(1) 有用性について

消費者の目には見えづらいですが、まずは疾病による家畜の被害の状況について理解する必要があります。豚の疾病に対して育種技術を用いて対応できるのであれば、生産者、消費者の双方にとって有用ではないでしょうか。生産者にとっては病気の懸念・対応が軽減され、生産性が向上します。消費者にとっても生産性の向上や、動物用医薬品の使用低減は望ましいと考えます。

さらに将来的な期待として、しっかりした予防・治療法がない動物の疾病、一たび発生すれば殺処分が必要であったり、甚大な被害が見込まれたりする疾病に対して、ゲノム編集技術をはじめとする育種技術も、取り得る手段の一つとなっていく可能性があるのではないのでしょうか。

一方、品種改良は生産方法とセットで考える必要があるとも認識しており、品種改良で優れた形質が得られたとしても、生産者が育てにくければ普及しづらいことが考えられます。有用性の評価では、生産方法への影響の有無についても確認していく必要があります。

(2) 安全性について

有用性を享受する大前提として、取扱いの留意点の検討においては、安全性の部分（確認しておくべき内容等）が最も重要で、消費者の関心も高いと考えます。植物と魚類については検討が済んでいますので、新たに検討が必要な論点（例えば、対象が豚であること、特定の病気にかかりづらい性質が付与されること）については、特に慎重に検討していただきたいと思います。検討の中で従前と異なるポイントが出てきたら、そこは消費者にも分かりやすく示していただきたいです。

(3) 消費者の選択とリスクコミュニケーションについて

魚類の取扱いの際には、今川室長（役職は当時）が「事実関係を正確に伝えたいと、消費者自身が判断して選んでいただけるようなものを広めていきたい」と発言しており、行政に対してはそのような基本姿勢を望んでいます。

今回は、英国に本社のある米国法人が開発者とのことですが、仮に、リスクコミュニケーションが不十分な状況で輸入食品として国内に入ってきた場合には、多くの消費者が懸念を抱くことが想定されます。科学的に安全との評価であっても、消費者が「未知の技術で作られた食品を知らずに食べていた」と認識した場合には、ゲノム編集食品全体に対して消費者の信頼を損なう結果となりかねません。

畜産を巡る状況、育種とゲノム編集技術の関係、利用される技術の内容、評価（有用性・安全性）について、情報提供していくことが必要と考えます。その上で、製品については、消費者が選択できるための情報提供がなされることが望ましいと考えます。また、今回の豚は、海外での

流通が先行する可能性があります、海外の流通状況についてもできるだけ情報提供していただきたいです。

(4) その他

今回の品種改良は、豚に対して「特定の病気にかかりづらい」という性質を与えるのみで、それ以外の特徴には差異が見られないという理解でよいでしょうか。ゲノム編集技術に限らないかもしれませんが、品種改良の自由度が向上することに伴って、その内容や程度によっては動物に苦痛を与えたり、行動を制限したりすることにつながることもあり得るのではないのでしょうか。食品衛生の観点ではありませんので、本調査会の場ではならないかもしれませんが、アニマルウェルフェアや倫理の観点からも留意点を検討しておくべきではないのでしょうか。

ゲノム編集食品に関する最近の海外動向として、特に欧州で考え方が整理され、規制が整備されつつあるものと認識しています。ゲノム編集食品については、リスクコミュニケーションの観点からも、折に触れて海外動向を把握・整理し、情報発信をお願いします。「ゲノム編集技術を利用して得られた豚」との関連では、畜産動物におけるゲノム編集技術の評価や取扱いにフォーカスして諸外国の状況を整理してみることも、検討を進める際の参考になるかもしれません。

以上